

介護保険住宅改修費の支給について

要支援・要介護認定を受けている方が本人の心身の状況、住宅の状況等により必要と認められる住宅改修（手すりや段差の解消等）を行った場合に、その費用の9割（または8割、7割）が住宅改修費として支給されます。支給限度額は介護保険被保険者証記載の住所（住居）につき、20万円です。20万円全額使った場合、18万円（または16万円、14万円）が返ってきます。

支給対象となる住宅改修

①手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動、移動動作の補助のために設置する工事
②段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消する工事
③滑り防止、移動の円滑化のための材料変更	居室においては畳から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等の工事
④引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折れ戸等へ取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替える工事
⑥その他①から⑤に付帯して必要となる工事	手すりの取り付けのための下地準備 浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事 床材変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤の整備 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更

住宅改修費支給申請の手順

～ 工事前 ～

【事前申請】 ※着工する前に必ず事前申請する必要があります。

ケアマネジャー等に相談し、住宅改修の必要があれば、下記の書類を揃えて事前に京丹波町に申請します。

（必要書類）

- ・住宅改修事前承認申請書
- ・住宅改修承諾書（住宅の所有者が本人以外るとき）
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ・住宅改修工事費見積書（必ず見積業者の印があるもの）
- ・住宅改修前写真（必ず日付入り）
- ・住宅改修箇所図面

申請後、改修内容が介護保険住宅改修に該当するかどうか町で確認を行ない、改修内容が適当であれば町から「介護保険住宅改修事前承認通知書」を送付いたします。

～ 工事後 ～

【支給申請】

完成後、改修にかかった費用は一旦全額自己負担していただきます。支給申請を行なうことにより、改修費用の9割分（または8割分、7割分）をあとから支給します。（申請から支給まで2ヶ月程度）

（必要書類）

- ・住宅改修支給申請書
- ・領収書（必ず被保険者名義のもの）
- ・住宅改修後写真（必ず日付入り）

※ 支給申請金額が事前申請時の金額と異なる場合は、請求内訳書が必要になります。

住宅改修を行われる業者の皆様へ

介護保険住宅改修は要支援・要介護認定を受けている方が本人の心身の状況、住宅の状況等により必要と認められる住宅改修（手すりや段差の解消等）を行った場合に、その費用の9割（または8割、7割）が住宅改修費として支給されます。改修内容はケアマネジャー等が作成した理由書に基づき行なわれますので、工事の進捗状況、改修項目等、担当のケアマネジャーと十分調整の上、改修を進めていただきますようお願いいたします。

また、下記内容は本町から改修業者様あてにこれまでに質問、確認させていただいた内容を載せております。ご参考にしていただき、提出をお願いいたします。

見積書について

介護保険の住宅改修項目に該当する費用の9割（または8割、7割）のみが支給されますので、改修項目の費用が明確にわかる見積書の提出をお願いします。

写真の取り方について

書類にて審査を行なうため、事前申請時の写真について、改修箇所の施工前の状態が確認でき、日付が入っている写真が必要となります。また、支給申請時の写真についても改修後の状態が確認でき、日付が入っている写真が必要になります。日付が入る機能のついていないカメラであれば、黒板、紙等を書いて改修箇所に貼るなどし、写真を撮ってください。

写真がない場合は受け付けることができませんのでご注意ください。

このような写真は再提出が必要です

- 日付のない写真
- 改修箇所全体が写っていない写真
- 段差があることがはっきりと分からない写真
- スロープ、踏み台等が固定されていることがはっきりわからない写真

その他、ご不明な点があれば、お問合せください。

問合せ先：京丹波町福祉支援課 高齢福祉係 TEL：0771-82-1800